

公衆浴場・プール等水質検査



公衆浴場・プール等水質検査

公衆浴場における水質基準に関する指針

公衆浴場や旅館の浴槽には、衛生管理基準があり、浴槽水自体の検査が義務化されています。浄化槽の規模や、塩素処理方法などの違いにより、検査頻度が変わりますのでご注意ください。

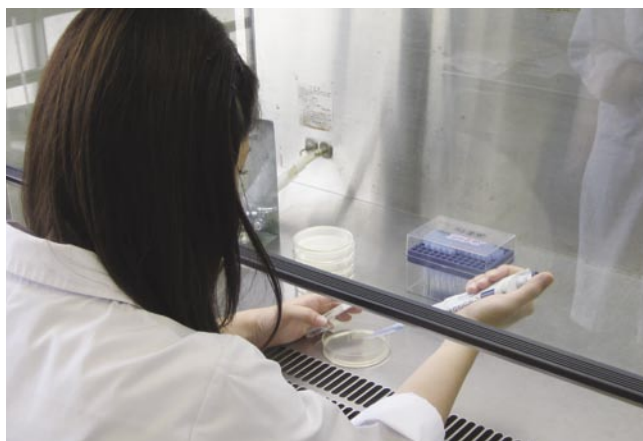
原湯・原水・上り用湯・上り用水

項目	水質基準	検査頻度
色度	5度以下	1回/年以上
濁度	2度以下	
水素イオン濃度	pH5.8～8.6	
過マンガン酸カリウム消費量	10mg/L以下	
大腸菌群	50mL中に検出されないこと	
レジオネラ属菌	検出されないこと(10CFU/100mL未満)	

浴槽水

項目	水質基準	検査頻度
濁度	5度以下	1回/年以上 (連日使用は2回/年以上 塩素消毒なしは 4回/年以上)
過マンガン酸カリウム消費量	25mg/L以下	
大腸菌群	1個/mL以下	
レジオネラ属菌	検出されないこと(10CFU/100mL未満)	

細菌試験



遊泳用プールの衛生基準

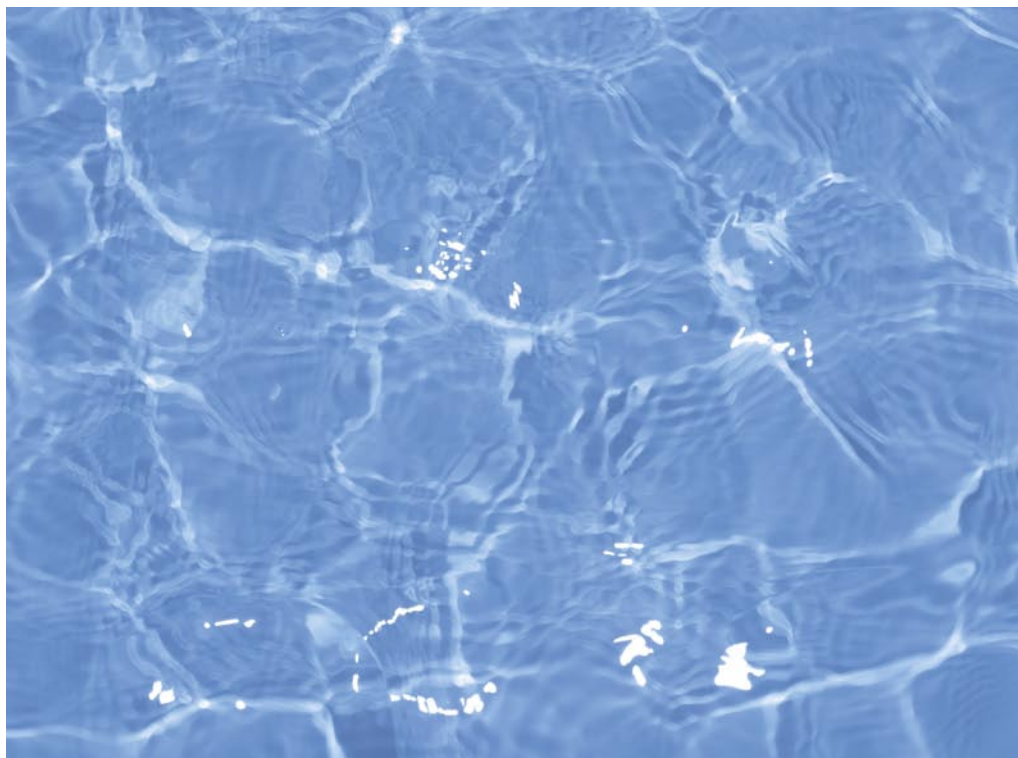
遊泳用プールとは、水をためて多数の人に水泳をさせたりする施設のうち、その容量がおおむね100立方メートルを越えるものをいいます。また、全ての遊泳用プールでは、一部の水質項目をある頻度で検査しなければなりません。

厚生労働省の遊泳用プール水質基準

項目	水質基準	検査頻度
水素イオン濃度	pH5.8～8.6	1回/月以上
濁度	2度以下	1回/月以上
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下	1回/月以上
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L以上1.0mg/L以下	3回/日以上
大腸菌	検出されないこと	1回/月以上
一般細菌	200CFU/mL以下	1回/月以上
総トリハロメタン	概ね0.2mg/Lが望ましい	1回/年以上
レジオネラ属菌（気泡浴槽、採暖槽等対象）	検出されないこと	1回/年以上

※遊離残留塩素濃度は、プールの対角線上3点以上を選び、表面及び中層の水について測定し、すべての点で0.4mg/L（ミリグラム毎リットル）以上であること。また、1.0mg/L（ミリグラム毎リットル）以下であることが望ましい。

学校プール（学校教育法第一条に規定する学校に設置されたプール）は、学校衛生基準によりレジオネラ属菌を含まない、上記水質基準となります。



お問合せ・分析のご依頼は…

株式会社 愛研 <http://www.ai-ken.co.jp>

本社：TEL：(052) 771-2717
FAX：(052) 771-2641
E-mail：aiken-n@ai-ken.co.jp

半田営業所：TEL：(0569) 28-4738
FAX：(0569) 28-4749
E-mail：aiken-handa@ai-ken.co.jp